

# ポジティブリスト制度の適用について

# ポジティブリスト制度の適用について

- 器具・容器包装のポジティブリスト制度は、令和2年6月1日から施行される。

※ 法律の経過措置において、施行までに製造等された器具・容器包装は、施行後も新たな制度の適用は受けないこととされている。

- 器具・容器包装ポジティブリスト制度の施行に向けたパブリックコメント等で、猶予期間の設定の要望が寄せられている。

現時点で事業者間の確認や調整が完了せず制度施行後に物質の追加収載の手続を行うための期間が必要であること、及び、現在使用している原材料の切替を余儀なくされている事業者が、製品設計、原材料調達、製品試験、顧客への周知等を行う期間が必要であることを考慮し、ポジティブリスト（告示）の規格が未整備の物質の使用を、施行日以降も一定期間認める猶予期間を設定する必要があるというもの。

- さらに、施行前の告示日から施行日の間にも新たな原材料（ポジティブリスト非収載物質）を使用する器具・容器包装が流通することが避けられない実態も踏まえると、このような一定期間の経過措置が必要ではないか。その場合の一定期間はどの程度が適当か。

- なお、この場合でも、制度導入の趣旨に鑑みて、施行時に既に流通している製品と同じであることを事業者が説明する必要があると考えられる。また、経過措置期間中に物質の追加収載、原材料の切替が適切に行われる必要があると考えられる。

# パブリックコメント等で寄せられた猶予期間設定等に関する主な意見(詳細)

- ◆ 収載漏れした既存物質については、施行後1年以内は使用できるような暫定期間が必要ではないか。
- ◆ 情報伝達に係る事業者が多岐にわたり、来年6月の施行までに十分な周知を行うことは極めて困難である。
- ◆ 代替物質へ切替ざるを得ない場合、最終製品の切替完了までに年単位の期間を要する。ポジティブリスト案の公表から施行まで1年未満の状況で、このような問題に対応することは困難であり、市場の混乱を避けるためにも猶予期間が必要ではないか。
- ◆ ポジティブリストに適合しない製品について原材料を変更する場合、樹脂選定から、成型テスト、各種性能試験、経時劣化試験、実地モニター試験等が必要になる。
- ◆ 海外の原材料メーカーの協力を得難い状況であり、情報伝達を適切に行うことのできる体制を整えるための時間が足りない。
- ◆ 新製品を開発するために約2～3年かけることが通常。欧州で現行のPL制度に移行した際は、1.5～4.5年だったことを踏まえて、同様の5年の移行期間を推奨する。

# 器具・容器包装ポジティブリストの策定・適用について

事業者及び団体を通じて物質を把握  
ポジティブリスト(告示)案 作成作業

2019年6月21日

告示(ポジティブリスト)案 器具・容器包装部会

2019年8月

告示(ポジティブリスト)案 パブリックコメント、WTO通報

8/9~9/7

SPS通報:8/12~10/11, TBT通報:8/9~10/8

※9/30まで厚生労働省ホームページにおいて受付

2019年11月

食品安全委員会へ評価依頼(※)

※ポジティブリストを食品、添加物等の規格基準  
(厚生省告示第370号)に規定することについて

追加収載が必要な物質を把握  
ポジティブリスト(告示) 最終化作業

現在

2019年12月頃(予定)

ポジティブリスト(告示)案  
器具・容器包装部会、食品衛生分科会審議

2020年2月頃(予定)

ポジティブリスト(告示)公示

引き続き、追加収載が必要な物質を把握

2020年6月1日

ポジティブリスト制度開始(改正法施行)

事後的に評価を行う物質について、  
順次、食品安全委員会へ評価依頼

必要に応じ告示改正  
(既存物質の追加収載や許容量の修正等)

一定期間

告示の経過措置の適用

(施行時に既に流通している製品と同じ場合には、規格が未整備の物質も使用可能)